

商品概要説明書

マイカーローン<（株）ジャックス保証>

(2025年12月1日現在)

商品名	・マイカーローン<（株）ジャックス保証>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・申込時年齢満18歳以上であり、完済時年齢満81歳以下の方・安定継続した収入の見込める方・資金使途に借換を含む場合、直近6ヵ月以内に対象ローンの返済延滞がない方・過去に不渡り、延滞等の事故がなく（株）ジャックスの保証が受けられる方・就職先内定済みの新卒予定者（※連帯保証人が必要となります。）
資金使途	<ul style="list-style-type: none">・本人またはそのご家族が必要とする以下の資金<ul style="list-style-type: none">1. 自動車購入（自動二輪、軽トラ含む）および車両購入時のカー用品等の購入資金2. 車検・修理・運転免許取得費用等3. 車庫建設資金4. マイカーローンの借換資金（残価設定ローンの残価設定部分含む）5. 電動アシスト自転車、ロードバイク等6. 除雪機、スノーモービル等7. マリンスポーツ関連（モーター艇、水上バイク等）8. 船舶免許取得費用※事業性資金は対象外です。
融資形式	・証書貸付
融資金額	<ul style="list-style-type: none">・10万円以上1,000万円以内（1万円単位）<ul style="list-style-type: none">1. 借換資金の場合は、残存一括償還金額が上限となります。2. 新卒予定者の場合は200万円以内となります。
融資期間	・1年以上15年以内
融資方法	<ul style="list-style-type: none">・原則、販売業者等への振込 借換資金の場合は返済口座または借入先への振込となります。
融資利率	・固定金利
返済方法	<ul style="list-style-type: none">・1. 元利均等毎月返済・2. 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済（ボーナス）の併用 ※半年毎増額返済の元金の合計は融資金額の50%以内となります。・3. 元金据置返済（据置期間中は利払いのみ） ※新卒予定者のみが対象となります。（期間：申込時から卒業後1ヵ月間）・4. 元利均等半年返済・5. 元利均等年返済 ※半年返済、年返済は①組合員、②漁業従事者、③左記①②の被扶養者のみとなります。
担保	・不要です。
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">・原則不要です。（ただし、以下の場合は必要となります。）<ul style="list-style-type: none">1. 未成年者の場合2. 新卒予定者の場合3. （株）ジャックスにおいて必要とした場合

徵求書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類が必要となります。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人確認書類…運転免許証等 2. 所得証明書類 給与所得者…源泉徴収票または住民税決定通知書 個人事業主…確定申告書（e-Taxは受信通知要）または納税証明書（1・2） 3. 資金使途証明書…見積書、注文書、売買契約書等 4. 借換資金の場合…①償還表 ②返済実績資料（直近6ヶ月） 5. 新卒予定者の場合…学生証および就職先内定通知書
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会（組合）本支店（所）または本店営業部（電話：087-851-5312）にお申し出ください。当会（組合）では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。</p>
紛争解決措置	<p>苦情等について納得のいくような解決ができない、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（TEL：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。</p> <p>※ 詳しくは、当会（組合）のホームページをご覧いただくか、当会（組合）本支店（所）または本店営業部（TEL：087-851-5312）にお問い合わせください。</p>
	<p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ○第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） ○第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ご返済額の試算をご希望の方は窓口へお申し出ください。 ・最新の利率については窓口にお問い合わせください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

西日本信用漁業協同組合連合会